

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：交通対策費

## 事業名 脳健診受診促進事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 都市公園整備局 公共交通課 地域交通係

電話番号：058-272-1111 (内 2735)

E-mail: [c11134@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11134@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 2,077千円 (前年度予算額：4,154千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	4,154	0	0	0	0	0	0	0	4,154
要求額	2,077	0	0	0	0	0	0	0	2,077
決定額	2,077	0	0	0	0	0	0	0	2,077

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- 平成28年12月に、道路運送法等が改正され、自動車運送事業者に「運転者の疾病運転防止の措置」が義務付けられた。
- 健康起因事故の原因ワースト1が脳血管疾患であることも踏まえ、県では事業者が脳血管疾患対策に取り組みやすい環境を整備する。

### (2) 事業内容

公共交通の事業者が自社の運転手の健康管理のための脳健診（「脳ドック」、「脳MRI健診」）の受診事業に対して、補助する。

### (3) 県負担・補助率の考え方

【補助対象事業者】 タクシー事業者、岐阜県バス協会非会員のバス事業者

【補助限度額】 受診者1人当たり5,000円を上限額とする。

【受診対象者】 補助対象事業者の運転者のうち40歳以上の者

【補助制限】同一受診者に対する補助は、3年に1回\*を限度とする。

※国土交通省「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」で推奨

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	2,077	バス及びタクシー事業者が自社の運転手の健康管理のための脳健診の受診事業に対する補助
合計	2,077	

**決定額の考え方**

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

国 : 国土交通省は、「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を策定し、自動車運送事業者における運転手の脳健診受診等を促進。

(2) 後年度の財政負担

事業者の取組み促進には、継続した取組みが必要であるため、今後も継続的な支援を実施。毎年度、事業が効率的に実施されたか等を検証し、改善を図る。

## 県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	脳健診受診促進事業費補助金
補助事業者（団体）	タクシー事業者、バス事業者 （理由）事業者に「運転者の疾病運転防止の措置」が義務付けられているため。
補助事業の概要	（目的）事業者における運転手の脳健診受診を促進。 （内容）公共交通の事業者が自社の運転手の健康管理のための脳健診の受診事業に対して、補助する。
補助率等	<b>定額</b> ・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）受診者1人当たり5,000円上限
補助効果	脳血管疾患による健康起因事故の防止
終期の設定	終期令和4年度 （理由）事業開始から3年以上経過。

**（事業目標）**

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">事業者における運転手の脳健診受診を促し、健康起因事故を抑止する。</p>
---

**（目標の達成度を示す指標と実績）**

指標名	目標 (R2年度末)	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
①補助事業による脳健診受診者数	415	830	1,245

	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度 <small>(予算額)</small> 4,154千円	R3年度 <small>(要求額)</small> 2,077千円
補助金交付実績	/	/	/		
指標①目標	/	/	/		
指標①実績	/	/	/		
指標①達成率	/	/	/		

**（前年度の成果）**

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項

近年、事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案の発生件数が増加しており、その中で最も多いのは、脳血管疾患であり、事業用自動車の運転者に関する脳血管疾患対策が必要となっている。

(事業の評価)

・ 事業の必要性 (社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

○ : 必要性が高い、△ : 必要性が低い

(評価)

○

自動車運送事業は、利用者の生命を預かるため、一旦事故が起こると大惨事になるおそれがあり、その安全確保は極めて重要であることから、経営が厳しく運転者に高額な脳ドック等の健診を十分に受けさせることのできない小規模事業者の負担軽減のための支援が必要である。

・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

○ : 概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている

△ : まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

△

新型コロナウイルスの影響により事業者の経営状況が悪化したこと等を理由に、脳健診受診料の負担を見送る事業者が増加したため、当初の見込みより申請者数が大幅に減少している。

・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか)

○ : 効率化は図られている、△ : 向上の余地がある

(評価)

○

脳健診の受診促進を図るため、事業者に対して補助金の内容を周知するだけでなく、独立行政法人自動車事故対策機構岐阜支所に依頼し、運転管理者等一般講習においても周知している。

(事業の見直し検討)

次年度以降も引き続き事業を継続していく。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

**継続**・削減・統合・廃止

(理由) 事業者の取組み促進には、継続した取組みが必要であるため、今後も継続的な支援を実施していく。